車いす同乗車両のご利用にあたって（お願いと注意事項）

　車いす同乗車両の貸出は、本会車いす同乗車両貸出要綱に基づき行っています。ご利用にあたっては、下記事項を遵守し、安全・適正なご利用にご協力をお願いいたします。

1. 利用者

　喜多方市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する場合とします。

* 1. 車いすを使用して生活している方
	2. 福祉車両を使用しなければ外出が困難な方　等
1. 福祉車両の利用目的
	1. 施設・病院等への送迎
	2. 買物、レクリエーション、観光、リフレッシュ等社会活動への参加　等
2. 利用の範囲

① 原則として１２月２９日から１月３日を除く土・日・祝日とし、１日を限度としま

す。ただし、通院等で曜日が決まっているものについては相談に応じます。

　　② 利用できる時間は、午前８時３０分から午後５時までの間です。

③ 移動範囲は、県内及び隣接県とします。

④ 1カ月の間に利用できる回数は２回までとなります。

1. 貸出できないケース
	1. 宗教活動、政治活動または営利目的の活動へ使用するとき。
	2. 貸出車両が故障等で使用できないとき。
	3. やむを得ない理由が発生したとき。
2. 貸出車両

|  |  |
| --- | --- |
| 車両名 | 乗車人数※運転手含む |
| ホンダフリード会津500そ92-26 | 車いす1台、他４名乗車可能 |

1. 運転者

福祉車両の運転者は、１年以上の運転経験がある方とします。

1. 利用までの流れ
	1. 以下の書類を利用日の１ヵ月～10日前までに本会事務局へ提出してください。

　　　・車いす同乗車両利用申請書

　　　・運転手の免許証の写し

　　　・運転手が加入している自動車保険証券の写し

* 1. 提出した書類を確認後、車いす同乗車両利用許可書を交付します。
	2. ご利用後は車いす同乗車両利用報告書を事務所へ提出してください。
1. 利用料

　福祉車両の利用料は無料です。ただし燃料代は車両の返却時に本会指定の給油所で給油をしてからご返却ください。

また、その他運行にかかる費用は利用者の負担となります。例）高速道路、駐車料金

1. 利用中に事故が発生した場合の補償について

　貸出中に発生した事故に対する補償は、運転手が加入する自動車保険で対応していただきます。保険の対象にならない損害補償等一切の責任は、全て利用者及び運転手負担とします。

（１０）運転の中止

　運転中に非常災害が発生した時や運転の継続が危険であると思われる時は直ちに運転を中止してください。

（１１）事故等の報告

　運転者は、貸出期間中に事故・故障等が発生した時は、直ちに電話等で本会事務局へ連絡し、帰着次第、その内容を報告してください。

（１２）遵守事項

守れない場合は、以後の車いす同乗車両の貸出をお断りすることがあります。

①申請した目的以外に使用しないでください。

②第三者への貸出しは行わないでください。

③車内で喫煙をしないでください。

④飲酒をしての運転はおやめください。

⑤交通法令を遵守してください。

⑥他から不審を招くような場所に駐車しないでください。

⑦福祉車両を利用後は、給油・清掃（アルコールやゴミ片付け等）して返却してください。

**＜緊急連絡先＞　　社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会**

**℡　０２４１－２３－３２３１（法人代表）**

**℡　０２４１－２３－７３７１（総務係直通）**